

意見書案第9号

グリーンヒル奥の森林における空気銃ゲーム場開発について 県の毅然とした指導を求める意見書

グリーンヒルのつばき公園脇の市道からアプローチする森林（逗子市沼間5丁目9-17-1及び他8筆）約2.1ヘクタールにおいて、昨年10月頃より事業者が出入りし、エアシューティング場の開園のため整備を行っており、7月12日には事業者立会いのもと、住民説明会が開かれたが、違法性はないとの事業者の主張であった。

しかし、実際は許可なく市有地や側溝等を埋め立て、盛り土をしており、その高さや範囲によっては、県の所掌事務である宅地造成等規制法が適用される可能性もでてくる。

また、当該区域は市街化調整区域で、建築物の建築は原則できない区域である。しかし、事業者は便所を設置しており、建築基準法違反の可能性があるのでないかと本議会より意見書を提出したが、その後、神奈川県からの措置はない。

よって、神奈川県におかれては、事業者に対し、法の厳格な運用を徹底し、緊急かつ毅然とした指導を、適切に講じるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年10月2日

逗子市議会